

課題3 小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備

【住民自らの行動の指標】

3-12 事故防止対策を実施している家庭の割合

策定時の現状値	ベースライン調査等	目標	第1回中間評価	調査
1歳6か月児 79.1% 3歳児 72.8%	平成13年度「子どもの事故防止と市町村への事故対策支援に関する研究」田中哲郎班	100%	1歳6か月児 80.5% 3歳児 74.7%	平成17年度「健やか親子21の推進のための情報システム構築と各種情報の利活用に関する研究」山縣然太郎班
			第2回中間評価	調査
			1歳6か月児 81.0% 3歳児 78.0% ※暫定値	平成21年度「健やか親子21を推進するための母子保健情報の利活用に関する研究」山縣然太郎班

データ分析

結果	平成13年、平成17、平成21年と、少しずつではあるが着実に改善している。
分析	策定時と比較して増減の大きかった項目は、以下の通りである。大きく改善した項目：ピーナッツやあめ玉などを子どもの手の届くところに置かない(3歳 53.0%→74.0%)、浴槽に水を貯めておかない(1歳6か月 64.3%→71.5%、3歳 59.9%→67.6%)。ストープ等の安全策については、平成13年から平成17年に大きく改善したが、今回悪化していた。平成17年に改善した理由として、平成13年調査が冬に行われたのに対し、平成17年調査は夏に行われたことも影響していると考えられる。また、1歳6か月児の質問文の表現が、平成21年調査で3歳児調査と統一し若干の変更を行った影響もあると考えられる。安全対策の実施率が低い項目としては、階段の転落防止用の柵(1歳6か月55.0%)などであった。第1回中間評価時に実施率が50%以下の項目が数項目あったが、今回は項目を10項目に絞る中で質問項目が廃止されたため、実施率50%以下の項目はなかった。
評価	改善傾向が続いているが、目標達成は難しい。
調査・分析上の課題	親による自記式調査であるため、実際に回答通り行われているか、また十分に問題のない方法で予防対策が行われているかについては、問題のある例も多いと考えられる。策定時及び第1回中間評価までは、各年齢における20項目の注意点全てを実施している割合を指標としていたが、非常に低い数値となっていた。そこで、特に重要な10項目に絞り、各項目の実施率の平均値を指標として用いるように、今回、改訂を行った。策定時及び第1回中間評価値については、新しい指標で再計算を行った。暖房器具では安全柵が不要なエアコンタイプの普及、また熱い蒸気が吹き出さない安全な炊飯器の開発などが行われており、将来的にはさらに質問項目の見直しが必要となる可能性がある。
目標達成のための課題	引き続き、健診や両親学級等の場で親に対して事故防止対策を普及するとともに、チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るための保護者に対する効果的な広報啓発活動の推進等が必要である。

課題3 小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備

【住民自らの行動の指標】

3-13 風呂場のドアを乳幼児が自分で開けることができないよう工夫した家庭の割合

策定時の現状値	ベースライン調査等	目標	第1回中間評価	調査
31.3% 1歳6か月児のいる家庭	平成13年度「子どもの事故防止と市町村への事故対策支援に関する研究」田中哲郎班	100%	30.7% 1歳6か月児	平成17年度「健やか親子21の推進のための情報システム構築と各種情報の利活用に関する研究」山縣然太郎班
			第2回中間評価	調査
			34.7% 1歳6か月児 ※暫定値	平成21年度「健やか親子21を推進するための母子保健情報の利活用に関する研究」山縣然太郎班

データ分析

結果	平成13年、平成17と比較して、平成21年には改善が見られる。
分析	ユニットバスの普及により、当初からドアにチャイルドロックが装備されていない場合、日曜大工等で親自身がチャイルドロックを後から設置することはなかなか困難である。特に、賃貸住宅の場合には問題が大きい。また、高齢者向けの引き戸の場合、ロックが子どもの手の届く場所にある場合が多い。
評価	策定時と比較して改善傾向にある。
調査・分析上の課題	風呂場のドアを乳幼児が自分で開けることができないようにする工夫の具体的内容などについての調査、分析も有用であろう。
目標達成のための課題	親個人の努力では限界のある課題である。賃貸住宅におけるチャイルドロック設置の理解促進と推奨、ユニットバスメーカーには製造する全ての製品にチャイルドロックを装備することを義務づけるなどの方策も検討の余地がある。

課題3 小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備				
【住民自らの行動の指標】				
3-14 心肺蘇生法を知っている親の割合				
策定時の現状値	ベースライン調査等	目標	第1回中間評価	調査
1歳6か月児 19.8% 3歳児 21.3%	平成13年度「子どもの事故防止と市町村への事故対策支援に関する研究」田中哲郎班	100%	1歳6か月児 15.3% 3歳児 16.2%	平成17年度「健やか親子21の推進のための情報システム構築と各種情報の利活用に関する研究」山縣然太郎班
			第2回中間評価	調査
			1歳6か月児 17.1% 3歳児 18.2% ※暫定値	平成21年度「健やか親子21を推進するための母子保健情報の利活用に関する研究」山縣然太郎班
データ分析				
結果	平成21年は、平成13年よりは低い、平成17年よりは高い値となっている。			
分析	数値が上下しており、その詳細な理由は不明である。			
評価	目標の達成は難しい。			
調査・分析上の課題	どの程度まで知っていれば心肺蘇生法を知っていると言えるのかについては、人によって考え方が異なると思われる。また、知識として知っているレベルと、人形などを使用して概ね正しく行えるレベル、さらに、実際に自分の子どもに心肺蘇生法が必要な状況となった時に、動転していても実施できるレベルなど、さまざまな段階があると考えられる。			
目標達成のための課題	都道府県や日本赤十字社、消防が行う心肺蘇生法(AEDも含む)講習会、両親教室、乳幼児健診、運転免許証の更新、学校保健教育等、あらゆる機会を通じて、心肺蘇生法の普及を行う必要がある。			

48

課題3 小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備				
【住民自らの行動の指標】				
3-15 乳児期にうつぶせ寝をさせている親の割合				
策定時の現状値	ベースライン調査等	目標	第1回中間評価	調査
3.5% (1歳6か月健診時におけるその時点での状況は4.0%、3歳児健診時に調査した1歳までの状況は3.5%)	平成13年度「子どもの事故防止と市町村への事故対策支援に関する研究」田中哲郎班	なくす	1.2% 3.3% 2.4% (それぞれ、3,4か月、1歳6か月健診時におけるその時点での状況、および3歳児健診時に調査した1歳までの状況)	平成17年度「健やか親子21の推進のための情報システム構築と各種情報の利活用に関する研究」山縣然太郎班
			第2回中間評価	調査
			0.7% 2.5% 1.3% (それぞれ、3,4か月、1歳6か月健診時におけるその時点での状況、および3歳児健診時に調査した1歳までの状況) ※暫定値	平成21年度「健やか親子21を推進するための母子保健情報の利活用に関する研究」山縣然太郎班
データ分析				
結果	達成には至っていないが、策定時と比較して改善している。			
分析	少数ながら、現在もうつぶせ寝を続けている例について、その理由等の調査が必要であろう。			
評価	目標に向かって順調に改善している。			
調査・分析上の課題	質問文上は、親が意識的にどのような寝かせ方をさせているかを問うているが、寝かせた後に、子どもが自分で寝返りをしてそのような寝方になってしまう例も含まれていると考えられる。			
目標達成のための課題	一時よりもSIDSについての社会の関心が低下しているため、引き続き仰向け寝を普及させる必要がある。			

49

課題3 小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備				
【住民自らの行動の指標】				
3-16 6か月までにBCG接種を終了している者の割合				
策定時の現状値	ベースライン調査等	目標	第1回中間評価	調査
(参考値) 86.6% (1歳までに接種した者の割合)	平成12年幼児健康度調査	95%	(参考値) 92.3% (1歳までに接種した者の割合)	平成17年度「健やか親子21」の推進のための情報システム構築と各種情報の利活用に関する研究」山縣然太郎班
			第2回中間評価	調査
データ分析				
結果	作成中			
分析	作成中			
評価	作成中			
調査・分析上の課題	作成中			
目標達成のための課題	作成中			

50

課題3 小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備				
【住民自らの行動の指標】				
3-17 1歳6か月までに三種混合・麻しんの予防接種を終了している者の割合				
策定時の現状値	ベースライン調査等	目標	第1回中間評価	調査
三種混合 87.5% 麻しん 70.4%	平成12年幼児健康度調査	95%	三種混合 85.7% 麻しん 85.4%	平成17年度「健やか親子21」の推進のための情報システム構築と各種情報の利活用に関する研究」山縣然太郎班
			第2回中間評価	調査
データ分析				
結果	作成中			
分析	作成中			
評価	作成中			
調査・分析上の課題	作成中			
目標達成のための課題	作成中			

51

課題3 小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備

【行政・関係機関等の取組の指標】

3-18 初期・二次・三次の小児救急医療体制が整備されている都道府県の場合

策定時の現状値	ベースライン調査等	目標	第1回中間評価	調査
初期 70.2% 二次 12.8% 三次 100%	平成13年度「二次医療圏毎の小児救急医療体制の現状等の評価に関する研究」田中哲郎班	100%	初期 政令市88.0% 市町村46.1% 二次 54.7%(221/404地区) 三次 100%	平成17年自治体調査(母子保健課)および医政局指導課調べ(小児救急体制整備)
			第2回中間評価	調査
			初期 政令市91.8% 市町村52.4% 二次 93%(都道府県単位の回答) 三次 ※暫定値	平成21年度自治体調査(母子保健課)および医政局指導課調べ
データ分析				
結果	ベースライン調査は都道府県単位の数値であるのに対し、第1回中間評価は市町村、二次医療圏、都道府県単位の数値、また第2回中間評価で二次については都道府県単位の回答となっており、一律に比較はできない。しかし、平成21年調査によれば、政令市等を除いた市町村における初期救急体制整備があまり進んでいない。			
分析	近年、小児救急医療体制は全体としては改善傾向にあると考えられる。ただし、直近値を見ても、整備されていない地域が残されている。			
評価	目標に向けて改善しているが、市町村については目標達成には遠い。			
調査・分析上の課題	仮に小児救急医療拠点数などの実態が不変であっても、市町村合併によって初期小児救急医療体制が整備されている市町村割合は増加すると考えられる。また、二次医療圏の再編による影響も考えられる。			
目標達成のための課題	引き続き、初期および二次の小児救急医療体制の整備に向けての努力が必要である。			

課題3 小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備

【行政・関係機関等の取組の指標】

3-19 事故防止対策を実施している市町村の場合

策定時の現状値	ベースライン調査等	目標	第1回中間評価	調査
3~4か月児健診 32.6% 1歳6か月児健診 28.6%	平成13年度「子どもの事故防止と市町村への事故対策支援に関する研究」田中哲郎班	100%	3~4か月児健診 政令市 71.6% 市町村 48.0% 1歳6か月児健診 政令市 58.3% 市町村 40.7%	平成17年自治体調査(母子保健課)
			第2回中間評価	調査
			3~4か月児健診 政令市 54.1% 市町村 40.8% 1歳6か月児健診 政令市 51.8% 市町村 36.5% ※暫定値	平成21年自治体調査(母子保健課)
データ分析				
結果	3~4か月児健診時、1歳6か月児健診時ともに、平成13年と比較して平成17年は向上したが、平成21年は低下した。			
分析	第1回中間評価頃の時点では、子どもの事故防止対策に関する市町村の関心が高く、積極的な取り組みが行われていた。しかしながら、その後の近年は、市町村の関心が低下していることが考えられる。市町村の取り組みを行っても、はっきりした事故の減少等が見られないという研究結果も報告され、そのようなものによる影響も考えられる。最終的な事故の減少だけでなく、子どもの安全に向けての親の行動や意識の変化など、より敏感な指標による研究も望まれる。			
評価	悪化傾向となっており、このままでは目標の達成は困難であると考えられる。			
調査・分析上の課題	事故防止対策を実施しているか、ある意味で回答者の主観に頼った形で、各市町村への自記式調査で把握した数字であるため、そのことを考慮して結果を解釈する必要がある。			
目標達成のための課題	各市町村に対して、事故防止対策の重要性を再度普及するとともに、実施に当たった技術的支援を充実させる必要がある。			

課題3: 小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備				
【行政・関係機関等の取組の指標】				
3-20 小児人口に対する小児科医・新生児科医師・児童精神科医師の割合				
策定時の現状値	ベースライン調査等	目標	第1回中間評価	調査
(小児人口10万対) 小児科医 77.1  (参考値) 新生児科に勤務する医師 3.9 児童精神医学分野に取り組んでいる 小児科医もしくは精神科医 5.7	小児科医:平成12年医師・歯科医師・薬剤師 調査 新生児科医師: 平成13年度「周産期医療水準の評価と向上 のための環境整備に関する研究」中村肇 児童精神科医:平成13年度「思春期の保健 対策の強化及び健康教育の推進に関する 研究」諸岡啓一氏 (*日本児童青年精神医学会加入者数で計 算)	増加傾向へ	(小児人口10万対) 小児科医 83.5  (参考値:右の条件で計算した場合) 新生児科医 6.4 児童精神医学分野に取り組んでいる 小児科医もしくは精神科医 13.6	小児科医師数:14,677名(平成16年医師・歯 科医師・薬剤師調査) 新生児科医師数:1,133名(NICU専属医師 数、平成17年母子保健課調べ) 日本児童青年精神医学会認定の児童精神 科医師:106名(平成16年4月1日現在)、学 会加入人数:2,384名 平成16年小児人口(0~14歳):17,582,000人
			(小児人口10万対) 小児科医 86.45  (参考値:右の条件で計算した場合) 新生児科医 5.7 児童精神医学分野に取り組んでいる 小児科医もしくは精神科医 10.6	小児科医師数:14,700名(平成18年医師・歯 科医師・薬剤師調査) 新生児科医師数:964名(NICU専属医師数、 平成17年母子保健課調べ) 日本児童青年精神医学会認定の児童精神 科医師:153名(平成21年4月1日現在)、学 会加入人数:3,367名、うち医師1,807名(平 成21年7月現在) 平成20年小児人口(0~14歳):17,018,000人
データ分析				
結果	小児人口10万対の小児科医数は着実に増加しているが、新生児科医、児童精神医学分野に取り組む医師数は減少している。			
分析	小児人口当たりの小児科医数の総数は増加しているが、病院での過酷な勤務に疲弊して開業する小児科医も多いと考えられ、病院勤務の小児科医の推移も検討する必要がある。また、卒業後数年以内の若い年齢層での小児科医数の推移についても検討する必要がある。			
評価	小児人口当たりの小児科医数は増加しているが、小児科医確保の課題はまだ大きいと考えられる。			
調査・分析上の課題	小児科医数については、策定時と直近値と全く同一の調査方法であり、正確な統計であると考えられる。一方で、新生児科に勤務する医師および児童精神医学分野に取り組んでいる小児科医もしくは精神科医については、その定義および調査方法を年次によって一定にすることが困難であるという問題点がある。また、小児人口が減少しているため、小児科医の実数の増加以上に、指標が改善しているように見える性質もある。また、医療の質は必ずしも評価されないため、数のみでなく合わせて地域における小児医療の提供方法についても考慮する必要がある。			
目標達成のための課題	小児科、新生児科、児童精神科を志望する医師が増えるような包括的な対策が必要である。鴨下ら(医学のあゆみ 2003; 206(9): 723-26.)は、「小児科産科若手医師の確保・育成に関する研究」として、女性医師が働きやすい環境整備等が重要であるとしている。児童精神医学に関しては、学部教育や卒前・卒後研修において知識や経験を得る機会が乏しく、その段階ないし後期研修の段階において知識や経験を得られる体制作りも重要である。			

54

課題3: 小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備				
【行政・関係機関等の取組の指標】				
3-21 院内学級・遊戯室を持つ小児病棟の割合				
策定時の現状値	ベースライン調査等	目標	第1回中間評価	調査
院内学級 30.1% 遊戯室 68.6%	平成13年度(社)日本病院会 調べ(回答数:444病院)	100%	院内学級 26.1% 遊戯室 37.0%	平成17年自治体調査(母子保健課)
			院内学級 31.0%(312/1005) 遊戯室 41.2%(380/922) ※暫定値	平成21年自治体調査(母子保健課)
データ分析				
結果	平成17年と比較して、平成21年は割合が増加しているが、小児病棟を持つ病院数が減っている影響も大きく、院内学級及び遊戯室の実数の増加はわずかである。			
分析	数値上は低下しているが、ベースライン調査と直近値の調査は調査方法が異なり、統計精度を考慮すると単純な比較ができず、実際に低下しているのか不明である。			
評価	目標に向けて改善しておらず、達成は難しい。			
調査・分析上の課題	特にベースライン調査においては、比較的小児医療環境に関心のある医療機関に偏って回答している可能性もある。あり、今後、より正確な調査を実施し、継続的に実態を把握する必要がある。			
目標達成のための課題	目標達成に向けて大幅に改善させるためには、財政的な裏付けや、教育・療育機関を含む関係機関への働きかけが必要であろう。			

55

課題③ 小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備				
【行政・関係機関等の取組の指標】				
③-22 慢性疾患児等の在宅医療の支援体制が整備されている市町村の割合				
策定時の現状値	ベースライン調査等	目標	第1回中間評価	調査
16.7%	平成13年度「地域における新しいヘルスコンサルティングシステムの構築に関する研究」 山縣然太郎班	100%	14.1% (政令市 40.0% 市町村 13.7%)	平成17年自治体調査(母子保健課)
			第2回中間評価	調査
			17.3%(309/1789) (政令市 32.9%(28/85) 市町村 16.5%(281/1704)) ※暫定値	平成21年自治体調査(母子保健課)
データ分析				
結果	平成21年は、平成17年と比較すると政令市では減少し、一般市町村では増加し、合計すると若干の増加である。平成13年と比較するとほぼ同じである。			
分析	高齢者関係の事業を始め、市町村の保健事業が年々増加する中で、慢性疾患児等の在宅医療の支援に市町村が十分に関与できていない例が多いと考えられる。一方で、市町村合併の急速な進展により、市町村規模の拡大傾向があるため、従来より、高度、専門的な事業を行いやすい環境になってきている。			
評価	若干の改善傾向にはあるが、まだまだ低い数値となっており、目標の達成は難しい。			
調査・分析上の課題	具体的には、どのような体制が整っていれば「慢性疾患児等の在宅医療を支援する体制が整備されている」と言えるのかについて、不明確である。市町村の回答者によって様々な考え方があることが回答に影響していると思われる。			
目標達成のための課題	慢性疾患児等の在宅医療の支援体制については、都道府県保健所に積極的に市町村を支援をしてもらう必要があると考えられる。			

課題④ 子どもの心の安らかな発達を促進し児童虐待の防止を図る				
【保健医療水準の指標】				
④-1 虐待による死亡数				
策定時の現状値	ベースライン調査等	目標	第1回中間評価	調査
44人 児童虐待死亡事件における被害児童数	平成12年警察庁調べ	減少傾向へ	51人 児童虐待死亡事件における被害児童数	平成16年警察庁調べ
			第2回中間評価	調査
			45人 児童虐待死亡事件における被害児童数	平成20年警察庁調べ
データ分析				
結果	平成12年44人、平成16年51人、平成20年45人とほぼ横ばいで推移している。			
分析	平成16年の児童虐待の防止に関する法律の改正で、機関連携や支援の継続性・連続性が強調され、その基盤整備として要保護児童対策地域協議会の設置が法に位置づけられる等、虐待死の防止に向けた体制整備が図られつつあるが、厚生労働省の検討における、児童虐待によって子どもが死亡した件数は、おおむね年間50件程度で推移していることを踏まえると、減少しているとは言えない状況である。			
評価	目標に向けて改善していない。			
調査・分析上の課題	指標は、虐待による死亡数であるが、社会保障審議会児童部会のもとに設置された「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」において行われている、死亡事例の具体的な分析等によって得られる課題等についても、引き続き評価していく必要がある。			
目標達成のための課題	子ども虐待の発生予防や重症化予防対策等が大きな課題であり、以下に例示する対策の着実な実施が必要である。 ・要支援家族の早期発見と養育支援による子ども虐待の発生予防 ・子ども虐待に関わる機関における、職員の専門性の向上、スーパービジョン体制の強化 ・子ども虐待事例への組織的対応、関係機関も含めた危機管理意識の醸成 ・要保護児童対策地域協議会の有機的活用 ・保護解除時の判断基準や条件提示 ・子どもケア、親ケア、親教育プログラムの整備(再発防止策)とこれを実施する社会資源の整備 参考:児童虐待による死亡事例の検証結果等について(「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」第5次報告 平成21年7月)			

課題4 子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減

【保健医療水準の指標】

4-2 法に基づき児童相談所等に報告があった虐待児数

策定時の現状値	ベースライン調査等	目標	第1回中間評価	調査
17,725件 児童相談所での相談処理件数	平成12年度社会福祉行政業務報告	増加を経て減少へ	33,408件 児童相談所での相談処理件数	平成16年度社会福祉行政業務報告
			第2回中間評価	調査
			40,639件 児童相談所での相談対応件数	平成19年度社会福祉行政業務報告
データ分析				
結果	平成19年度は、第1回中間評価16年度の33,408件を大幅に上回る40,639件となった。相談処理件数は、児童虐待の防止等に関する法律の施行前の平成11年度(11,631件)と比べると、約3.5倍を超える増加である。			
分析	平成12年の児童虐待の防止等に関する法律施行後の国民の理解や関心の高まり、通告先として児童相談所に加え市町村の窓口が加わったことなど、通告を促進する要因も急激な増加の背景には認められる。しかし、注目すべきは、この増加分が新規の受理件数であるという点にある。毎年度の新規受理件数が依然増加していることは、支援を必要とする児童の総数の指数関数的な増加を意味する。			
評価	社会的自立に至るまでの、切れ目のない総合的な支援には、時間的、人的な継続性が必要である。支援を必要とする児童の累積数の膨大さや増加と比較して、対応側の人的資源の増加や質の確保が充足されているとはいえない。対応に機関連携は不可欠であるが、有効な連携のためには、福祉、保健、医療、教育・保育、司法をはじめ、すべての関連分野での人的資源の質・量ともに充足が必要である。			
調査・分析上の課題	増加を経て減少という目標の達成には、今後も、単なる相談処理件数の評価ではなく、法改正や他の育児不安に関連する指標や子育て支援の指標などの結果とあわせて評価をする必要がある。			
目標達成のための課題	虐待の減少には、社会全体の意識の醸成や発生予防から自立支援に至る積極的支援策の展開が不可欠であり、そのための要保護児童対策地域協議会の効果的活用が期待されているが、効果的実施に向けては、人員不足の解消と関係する専門職の技術向上が課題である。			

課題4 子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減

【保健医療水準の指標】

4-3 子育てに自信が持てない母親の割合

策定時の現状値	ベースライン調査等	目標	第1回中間評価	調査
27.4%	平成12年幼児健康度調査	減少傾向へ	(3、4か月児、1歳6か月児、3歳児健診時) 19% 25.6% 29.9%	平成17年度「健やか親子21の推進のための情報システム構築と各種情報の利活用に関する研究」 山縣然太郎班
			第2回中間評価	調査
			(3、4か月児、1歳6か月児、3歳児健診時) 17.6% 25.0% 25.9% ※暫定値	平成21年度「健やか親子21を推進するための母子保健情報の利活用に関する研究」 山縣然太郎班
データ分析				
結果	第1回中間評価との比較では、3、4か月児健診時点では19%から17.6%、1歳6か月では25.6%から25%、3歳では29.9%から25.9%となった。どの時点でも、子育てに自信が持てない人の頻度はやや減少の傾向を認めた。また、2回の評価とも、3、4か月児健診時点に比べ、1歳6か月児、3歳児健診と子どもの年齢にしたがって上昇を認めた。			
分析	父親の育児参加等の実態や行政における育児支援サービスの質の変換(健診での関わりなど)の効果が低年齢中心にみられていることなど関係しているよううかがえる。施策の方向性と合わせて分析評価していくことが必要だが、次世代育成支援対策推進法や「子ども・子育て応援プラン」に基づく取組が、今後より進むことで更に目標の減少が進むことが期待される。			
評価	目標に向けて改善しているが、幼児についての配慮も見逃せない。			
調査・分析上の課題	子どもの年齢によって、割合に差があることから注意が必要。特に、策定時の現状値は6歳までの平均で集計している。			
目標達成のための課題	社会への子育てに関する啓発などを含めて、次世代育成支援計画の実行のモニタリングと合わせて評価していく。			